

ガスシステム改革における保安規制のあり方について（案）

1. 検討の目的

資源エネルギー庁においてガスシステム改革小委員会を平成25年11月に設置し、ガス事業の特性を踏まえつつ、ガス利用の将来性を見据え、ガス産業のあり方や、ガスの卸及び小売市場における需要家の選択肢拡大と競争活性化に資するシステムのあり方について検討が行われていることを踏まえつつ、ガスの保安レベルの維持・向上を前提とし、自主保安、需要家保安の観点から踏まえて、望ましい保安のあり方について検討を行う。

2. 検討にあたっての基本的考え方

(1) 保安レベルの維持・向上及び安全高度化目標^(*)の達成

自由化範囲の拡大に伴う制度の変更により、新規参入者の増加、供給者変更の増加等が予測される中で、保安レベル（特に、需要家保安）の維持・向上、ひいては安全高度化目標の達成を目指すことが重要である。

(*)安全高度化目標：ガス安全高度化計画（ガス安全小委員会）において定めた理念目標。「2020年の死亡事故ゼロに向けて、国、ガス事業者、需要家及び関係事業者等が各々の果たすべき役割を着実に実行するとともに、環境変化を踏まえて迅速に対応することで、各々が協働して安全・安心な社会を実現する。」

(2) 保安の責任主体・責任範囲の明確化

ガス事業者と需要家（消費者）間の資産区分、保安責任主体及び責任範囲について、基本となる考えを明確にしつつ、今後のあり方を検討していくことが重要である。

(3) 規制の整合化

需要家保安に類似性があるガス事業法及び液化石油ガス法の保安規制に係る相違点（特に、技術的に同じ評価が可能なもの）は、可能な限り整合化することが重要である。

(4) 需要家の選択肢拡大と保安確保のインセンティブ

保安レベルの維持・向上を図りつつ、需要家（消費者）の選択肢を拡げるようにすることが重要である。また、保安の維持・向上のためにも自主保安のインセンティブが引き続き働くようにすることが重要である。

(5) 保安業務における実施者間の連携

緊急時対応をはじめとする保安業務について、保安業務が確実に実施されるよう、需要家も含めた事業者間の連携について十分に検討する必要がある。

(6) 電力システム改革に伴う電力の保安規制のあり方との整合性

電力システム改革を貫く考え方は、同じエネルギー供給システムであるガス事業においても整合的であるべきであり、電力システム改革に伴う電力の保安規制のあり方との整合性も留意が必要である。

3. 簡易ガス事業に係る保安のあり方について【論点1】

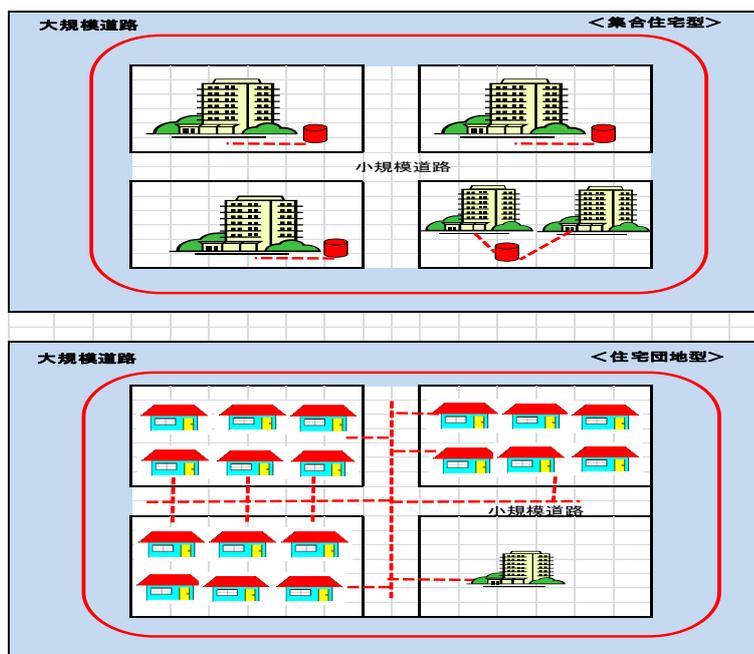
(1) 現状

①簡易ガス事業の概要

(a) 簡易ガス事業は、簡易な設備でガスを発生させ、導管により70以上の需要家に供給する事業（第2条第3項）であり、現行法の規制対象となっている。簡易な設備とは、LPガスをLPガス容器やそれに準じる容器を用いて気化させるものと政令で定められている。簡易ガス事業を営むためには、一般ガス事業と同じく、経済産業大臣の許可を受ける必要がある（第37条の2）。なお、簡易ガス事業の許可は、一般ガス事業と異なり、供給地点、すなわちガスメータ単位で行われる。一方、同様に簡易なガス発生設備を用いてLPガスを導管で供給する事業でも、一の団地の供給地点数が70戸未満の場合、LPガス販売事業として液化石油ガス法の規制対象となる。LPガス販売事業の開始には、二以上の都道府県に販売所を設置する場合には経済産業大臣の、一の都道府県にのみ販売所を設置する場合には当該都道府県知事の登録を受ける必要がある（液化石油ガス法第3条）。また、販売契約を締結した際には、料金構成やその内容、設備の所有権などを記載した書面を利用者に交付する義務（液化石油ガス法第14条）などが課せられる。

(b) 簡易ガス事業の供給地点群（簡易ガス団地）は、その導管敷設形態の違いにより、①マンションなどのビル単位で供給するもの（集合住宅型）と、②公道に埋設されたガス導管を通じて戸建て住宅団地に供給するもの（住宅団地型）に分けられる【図1】。両タイプの比率は現在4対6であるが、過去7年間で新規に許可を受けた簡易ガス団地では、集合住宅型が7割を占め、住宅団地型は減少している¹。

図1 集合住宅型及び住宅団地型のイメージ



(出典) 資源エネルギー庁

¹ 資源エネルギー庁調べ。

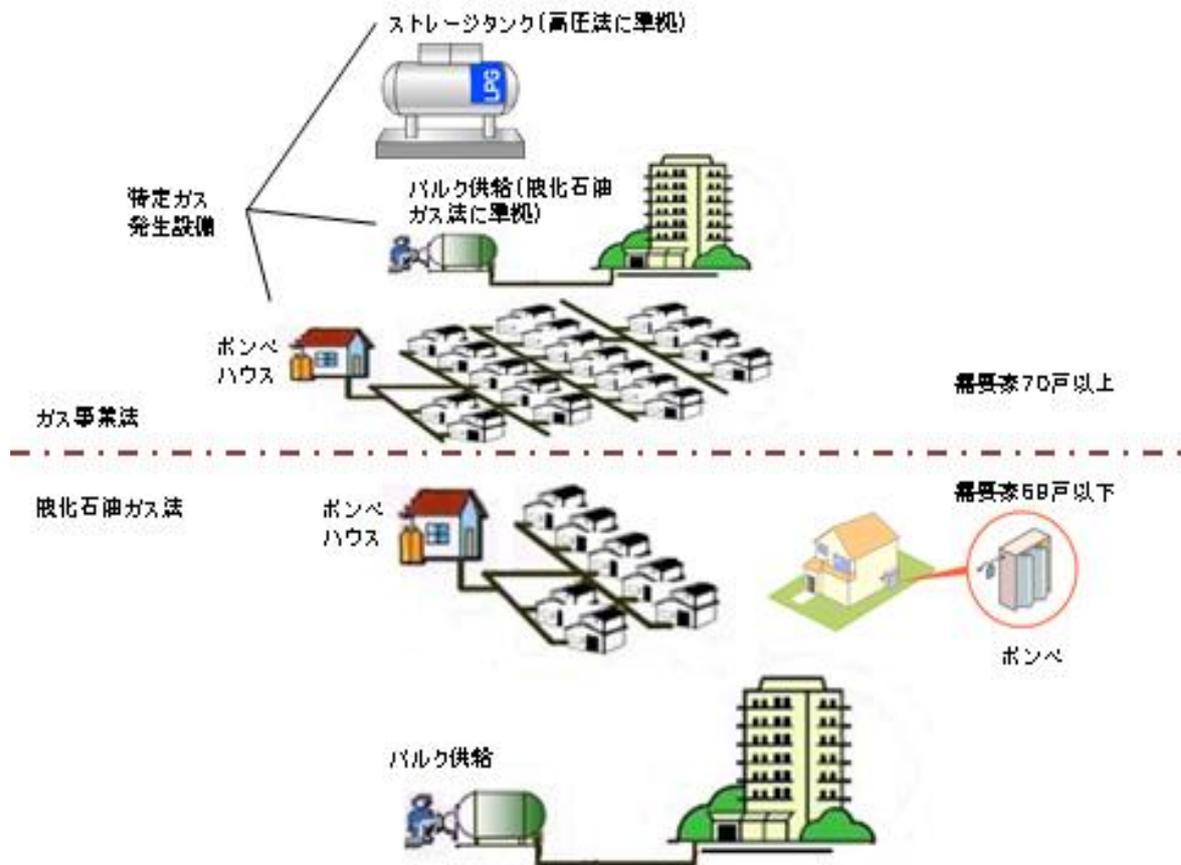
(c) 近年の主流である集合住宅型簡易ガス団地(図1の上側)は、集合住宅が1棟もしくは敷地内で数棟集まって1つの団地を形成しているのが一般的であり、近年の許可事例では、一団地あたりの供給地点数は平均約110戸である。

(d) 住宅団地型簡易ガス団地(図1の下側)は、近年の許可事例では、一団地あたりの供給地点数は平均約190戸である。こうした団地では、自然気化の圧力でLPガスを送り出し、1つのバルクやタンク、シリンダー群を設置した製造所(特定製造所と呼ばれる)から、細い低圧管で100~300戸の住宅に供給するものが一般的である。

住宅団地型団地の新規許可数は、近年の郊外での住宅団地開発の減速に伴って減少している。特に、大規模団地は、近年ほとんど許可事例がない。例えば、供給地点数3,000以上の団地は現在16(全体の0.2%)にとどまり、その大半が1970年代に許可されたもので、2000年以降の許可事例はない。

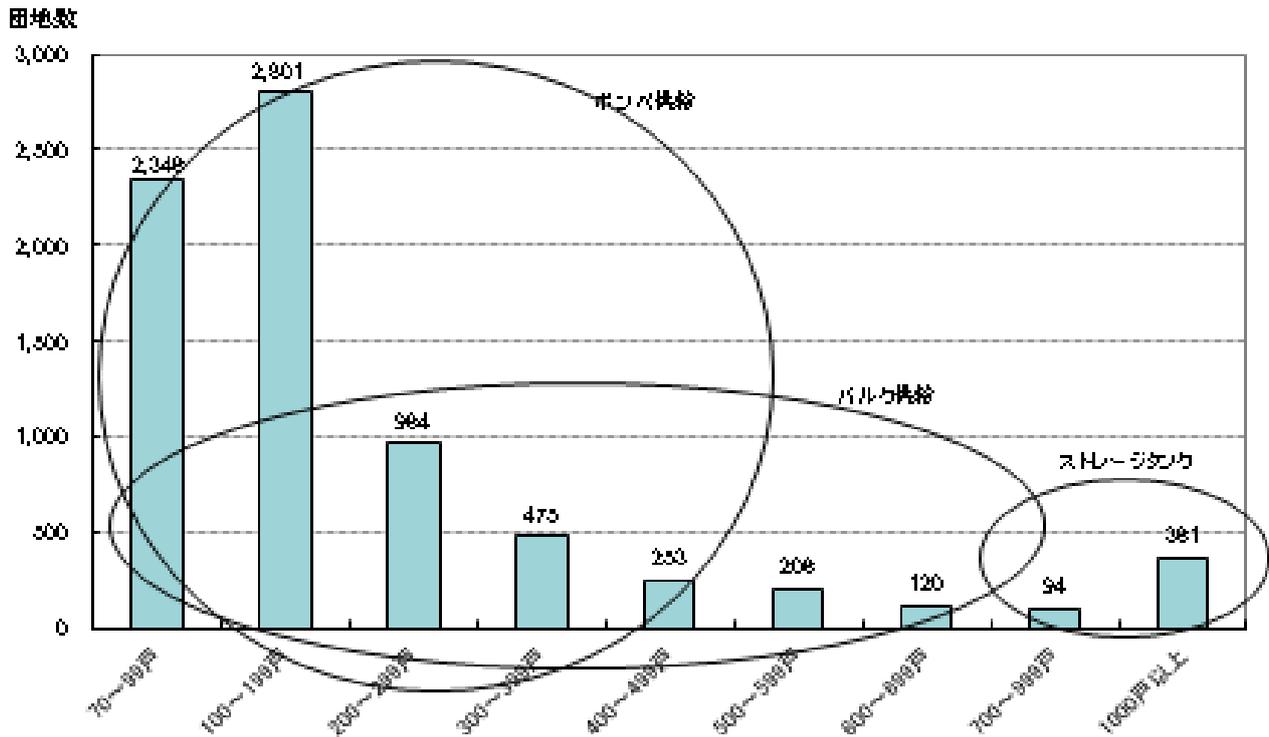
なお、需要家(消費者)への供給は、需要家件数の多いものから、ストレージタンクによる供給、バルク供給、ポンベ供給により行っている。【図2、図3】

図2 需要家(消費者)への供給のイメージ



(出典) 経済産業省商務流通保安グループガス安全室

図3 簡易ガス団地の供給規模分布



(出典) 資源エネルギー庁 簡易ガス事業の概況 (経済産業省商務流通保安グループガス安全室が一部加工)

②簡易ガス事業の規制

(a) 事業規制

簡易ガス事業は許可制であり、一般ガスの供給区域で営むことは認められない場合が多い。一方、一般ガスが簡易ガスの供給地点に進出することは実質規制しない非対称規制となっている。

また、簡易ガス事業の供給地点に関し他の簡易ガス事業者は参入できない独占を認めたと上で、料金等の供給条件を認可制（値下げは届出制）としている。

なお、需要家 70 未満の事業は、LP ガス販売事業として、液化石油ガス法により事業開始時の登録、契約締結時の書面交付義務等や保安規制が課されている。

(b) 保安規制^(注)

現行法においては、簡易ガス事業者には、一般ガス事業と同様に、ガス事業法に基づく保安義務が課せられている。具体的には、ガス工作物を経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持する義務（第 28 条）、保安規程の作成・遵守義務（第 30 条）、ガス主任技術者の選任義務（第 31 条）、ガス工作物の使用前検査等の義務（第 36 条の 2 の 2）、消費機器に関する周知及び調査義務（第 40 条の 2 第 1 項、2 項及び第 3 項）、緊急時の対応義務（第 40 条の 2 第 4 項）等である。

簡易ガス事業者は、事故が発生したときは、経済産業大臣（産業保安監督部長）に事故報告する義務がある。国は、事後規制として、報告徴収、立入検査を行っている。

一方、同じく LP ガスを導管で供給する事業でも、戸数が 69 戸以下の団地における小規模 LP ガス導管供給事業は液化石油ガス法に基づく保安規制が課せられる。

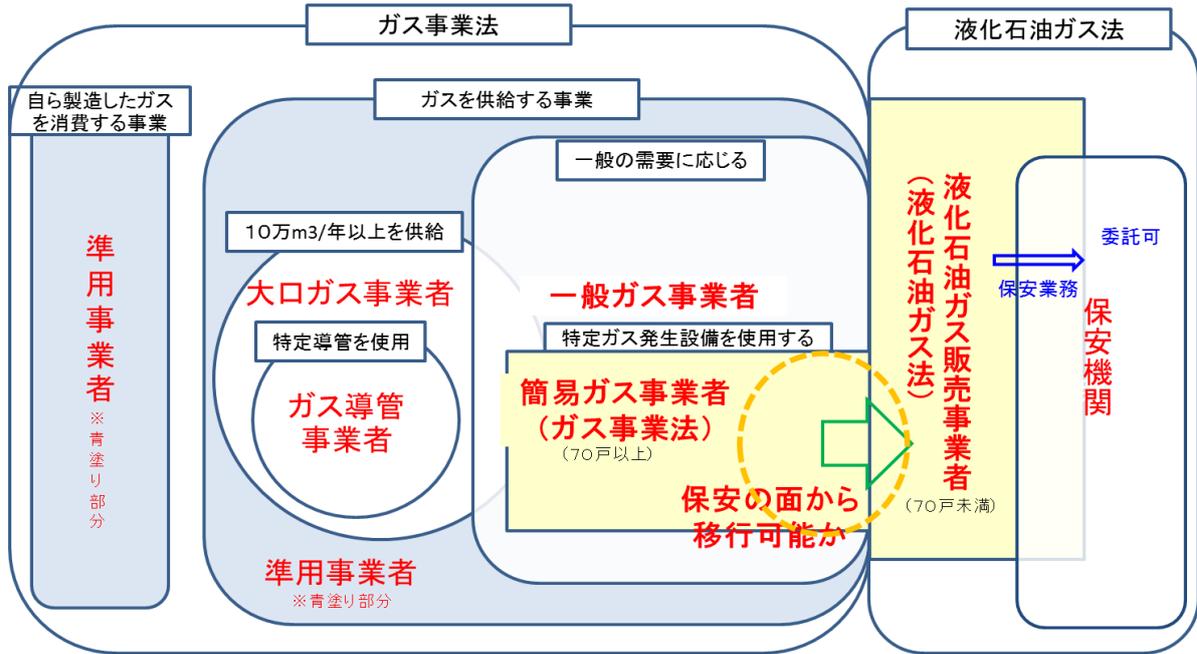
（注）ガス事業法の簡易ガス事業に係る保安規制と、液化石油ガス法の保安規制の主なものは参考資料の参考 8 を参照）。

(2) 論点 【論点 1】

平成 26 年 6 月 5 日に開催されたガスシステム改革小委員会において、簡易ガス事業に係る規制について検討され、審議の結果、安全性の確保を大前提とした上で、保安規制の整合化が図られるのであれば簡易ガス事業制度を廃止し、LP ガスを導管で供給する事業に係る保安規制は供給先の戸数に関わらず液化石油ガス法で整理した方がよいのではないかという意見が多かった。

簡易ガス事業（70 戸以上）に係る保安規制を液化石油ガス法へ移行することについて、安全性の確保を大前提とした上で、保安規制の整合化が図られるのであれば移行は可能か【図 4】。移行を検討する上で、保安の観点から留意すべき点はあるか。

図4 ガス事業法と液化石油ガス法について



(出典) 経済産業省商務流通保安グループガス安全室

(考慮すべき視点)

○行政機関

申請等の手続の窓口として、簡易ガス事業（ガス事業法）では経済産業省（産業保安監督部）、液化石油ガス販売事業（液化石油ガス法）^(※)では、経済産業省本省、産業保安監督部又は都道府県に申請する必要がある。

(※)一の都道府県のみ販売所を設置する場合は都道府県、二以上の都道府県で一の産業保安監督部内の場合は産業保安監督部、産業保安監督部をまたがる場合は経済産業省本省。

○手続き

簡易ガス事業（ガス事業法）は許可制（保安規制を含む。）であり、液化石油ガス販売事業（液化石油ガス法）は事業開始時の登録、契約締結時の書面交付義務等や保安規制が課されている。

○資格者

保安業務を監督する者として、簡易ガス事業（ガス事業法）ではガス主任技術者、液化石油ガス販売事業（液化石油ガス法）では業務主任者と、異なった資格を持つ者を任命する必要がある。

4. 消費段階におけるガス事業法と液化石油ガス法の保安規制のあり方について

【論点2】

(1) 現状

①消費機器の周知業務について

ガス事業法及び液化石油ガス法では、需要家（消費者）が保有する消費機器又は消費設備（以下、「消費機器等」という。）について、事業者が、消費機器等の管理や点検、使用場所の環境、換気等、ガスの使用に伴う危険発生又は災害の防止に関して必要な事項を需要家に周知する義務を課している（ガス事業法第40条の2第1項、液化石油ガス法第27条第1項第3号）。

一方、需要家に対する周知頻度として、例えば、ガス事業法では供給地点の需要家（消費者）に対する周知頻度が3年度毎に1回以上であるのに対し、液化石油ガス法では需要家（消費者）に対する周知頻度が2年に1回以上と差異が生じている。

周知対象者及び頻度	ガス事業法		液化石油ガス法	
	周知対象者	頻度	周知対象	頻度
	供給地点のガス使用者	3年度毎に1回以上	一般消費者等	2年に1回以上
	特定地下街、特定地下室、超高層建物、特定大規模建物	毎年度1回以上	液化石油ガス法施行規則第38条第1号及び第2号に定める瞬間湯沸器、ふろがま等の所有者又は占有者	1年に1回以上
	規則第106条第2号口表中(1)から(4)までに掲げるガス瞬間湯沸器、ガス湯沸器及びガスふろがまの使用者	毎年度1回以上		
	規則第106条第2号口表中(5)に掲げるガスふろがまの使用者	3年度毎に1回以上		

②消費機器の調査業務について

ガス事業法及び液化石油ガス法では、需要家（消費者）が保有する省令で定める消費機器等について、事業者が、消費機器等について省令で定める技術基準に適合しているかどうかを調査し、調査の結果、消費機器が技術基準に適合していない場合は、両法ともその所有者又は占有者に対し、技術基準に適合するために採るべき措置及びその採らなかった場合に生ずべき結果を通知し、一定期間経過した後で、再調査を行っている。

一方、消費機器の点検頻度については、例えば、ガス事業法における点検頻度が40月に1回以上であるのに対し、液化石油ガス法では4年に1回以上と差異が生じている。また、不在処理については、ガス事業法では、省令の様式の備考により、調査又は再調査のために3回以上訪問したが、不在で調査又は再調査ができない場合は不在として処理が可能であるのに対し、液化石油ガス法では当該規定がない（このため、液化石油ガス販売事業者では、何度も再調査を実施している）。

ガス事業法		液化石油ガス法								
対象機器と頻度	<table border="1"> <thead> <tr> <th>調査対象機器</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガス事業法施行規則第 107 条第 1 号表中上欄に定める消費機器</td> <td>40 月に 1 回以上</td> </tr> </tbody> </table>	調査対象機器	頻度	ガス事業法施行規則第 107 条第 1 号表中上欄に定める消費機器	40 月に 1 回以上	<table border="1"> <thead> <tr> <th>調査対象機器</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>液化石油ガス法施行規則第 37 条第 1 号表中に定める消費機器¹⁾</td> <td>4 年に 1 回以上</td> </tr> </tbody> </table>	調査対象機器	頻度	液化石油ガス法施行規則第 37 条第 1 号表中に定める消費機器 ¹⁾	4 年に 1 回以上
	調査対象機器	頻度								
ガス事業法施行規則第 107 条第 1 号表中上欄に定める消費機器	40 月に 1 回以上									
調査対象機器	頻度									
液化石油ガス法施行規則第 37 条第 1 号表中に定める消費機器 ¹⁾	4 年に 1 回以上									
調査実施者	規則第 107 条第 1 項第 4 号に定める調査員。なお、 <u>調査員の資格要件等はなし。</u>	規則第 37 条第 4 号に定める保安業務資格者であって次のいずれかの資格要件等を満足する者 (1) 液化石油ガス設備士 (2) 製造保安責任者免状の交付を受けた者 (3) 販売主任者免状の交付を受けた者 (4) 業務主任者の代理者の資格を有する者 (5) 保安業務員 (6) 規則第 36 条第 1 項 2 項に定める調査員								
不在処理	規則第 111 条関係様式第 60 の備考 1 より、調査又は再調査のために 3 回以上訪問したが、 <u>不在で調査又は再調査ができない場合は「不在」として処理が可能。</u>	規定なし								

注¹⁾ 調査対象機器はガス事業法の場合よりも多い。

(2) 論点 【論点 2】

消費機器の調査、周知頻度につき、可能な限りガス事業法と液化石油ガス法との整合化を図るべきではないか。仮に整合化を図る場合は、安全確保を前提に、内容に応じて整合化を検討し、規制合理化できるところはしていくとよいか。なお、ガスシステム改革小委員会では、本件についての議論は行っていない。

(考慮すべき視点)

○消費機器の点検頻度

ガス事業法における点検頻度が 40 月に 1 回以上であるのに対し、液化石油ガス法では 4 年に 1 回以上

○不在処理

ガス事業法では、省令の様式の備考により、調査又は再調査のために 3 回以上訪問したが、不在で調査又は再調査ができない場合は不在として処理が可能であるのに対し、液化石油ガス法では当該規定がない。

(参考) ガスシステム改革小委員会における検討の状況

1. 検討状況

電力システム改革と相まって、ガスが低廉・安全かつ安定的に供給され、消費者に新たなサービスなど多様な選択肢が示されるガスシステムの構築に向け、平成 25 年 11 月 12 日から総合資源エネルギー調査会ガスシステム改革小委員会を開始。小売の全面自由化、LNG基地のあり方も含めた天然ガスの導管による供給インフラのアクセス向上と整備促進や簡易ガス事業制度のあり方などの改革について検討。改革の目的は以下の 4 点。

(1) 新たなサービスやビジネスの創出

ニーズを的確に捉える新たなサービスやビジネスを創出するためには、従来にない新しい発想がガス事業に提案されるようなシステム改革とすべきである。また、電力システム改革による電力小売の全面自由化が予定されているところ、これと相まってエネルギー間の相互参入を可能とし、さらには、エネルギー以外の事業との連携も生まれるような環境を整備すべきである。

(2) 競争の活性化による料金抑制

大口供給の実績に見られるように、競争の活性化を通じ、需要家の選択肢拡大と低廉な料金を実現することはガス事業においても可能である。その効果をさらに拡大するため、ガス事業者が独創的な経営戦略に挑み、成果が料金抑制の形で需要家に還元されるようなシステム改革とすべきである。

(3) ガス供給インフラの整備

ガス供給に必要なインフラ、とりわけ LNG 受入基地や導管などの設備がなければ需要に応じてガスを速やかに届けることができない。ガス事業においてインフラ整備が積極的に取り組まれるよう、設備投資が着実に回収できるシステムとなるよう留意すべきである。

(4) 需要家利益の保護と安全確保

システム改革により、ガスを供給する側より情報や交渉力が不足する需要家の利益が損なわれないよう留意すべきである。また、ガス事業者による長年の努力により構築された保安や災害対応の体制が損なわれず、十分に活かされるようなシステム改革とすべきである。

本年 2 月までに、22 の都市ガス事業者からヒアリング。各社は小売全面自由化に前向きに取り組む姿勢を表明。また、3 月には簡易ガス事業者団体からヒアリング。これらの結果を踏まえ、4 月以降は、以下の具体的な論点につき議論を進めている。

【論点 1】：第 7 回（4 / 3 開催）で議論

都市ガスの小売事業について、新規参入しやすく、既存事業者を含めた競争を通じ多様な選択肢が提示される環境を整備する一方、利用者が十分な情報を得て事業者を選択できる制度とするため、どのような規制及び義務を設けるべきか。

【論点2】：第8回（5／2開催）で議論

新規参入事業者による導管の使いやすさを向上させるとともに、導管網の整備促進及び既存導管の適切な維持・更新に向けた投資が着実に回収されるために、託送制度に見直すべき点はあるか。

【論点3】：第9回（5／29開催）で議論

都市ガスの小売全面自由化により、多様な事業者の参入が想定される場所、保安の水準を維持・向上させていくためには、利用者の敷地内に敷設された利用者所有のガス工作物やガス消費機器の保安責任はどう課されるべきか。

【論点4】

ガスを調達し小売りする事業者が、より広い選択肢の中から低廉かつ安定的にガスを調達できる環境を整備するためには、どのような取組が必要か。

【論点5】：第10回（6／5開催）で議論

経済社会環境の変化やガス事業の状況変化を踏まえ、簡易ガス事業制度のあり方をどのように考えるか。

【論点6】

電力市場との相互参入を可能とし、エネルギー市場全体で新たなビジネスやサービスが創出される環境を整備するために確保すべき点は何か。

【論点7】

都市ガスの小売全面自由化を始めとする制度見直しを施行する時期はどうあるべきか。施行時期を事業者間で変える必要はあるか。

2. 第1回～第8回における保安に係る主な意見

○委員からの意見

- ・安全性を確保していくための制度設計は本検討で最も重要な点。ただし、一般論として、競争があると安全が損なわれ、独占だと安全というわけではない。例えば独占企業であれば需要家には選択肢がないため、安全性を損なっても顧客の流出はないが、競争市場では需要家の信頼を損なえばその企業は存続が危うくなるだろう。
- ・従来のガス事業者による保安レベルの高さは認めるが、実際に事故は起こっており、従来レベルを維持するのではなく、本当に最適な保安を自由化の下どう達成していくか、検討することが必要。
- ・保安責任は、小売事業者が担う方法、ネットワーク事業者が担う方法、小売事業者が担うが委託を可能とする方法、があり、メリット・デメリットを考え検討すべき。ネットワーク事業者が担う場合もコスト回収できる制度とすべき。

- ・既存のガス事業者は、各需要家の器具や配管の情報を持っており、より効果的に対応できる。新規参入者は情報を持っておらず対応しにくいとの不安も感じる。それらを考慮し、新たな保安制度を作っていくことが必要。
- ・今日の幾つかの意見の中で、販売事業者が責任を負うべきで、委託なら受けてもいいけれどもという発言があったかと思う。それは選択肢の一つとして整理されているが、ネットワーク事業者が基本的に責任を負うのは選択肢としてよくない、ありえないということを意味しているのであれば、事業者の説明では全く不十分である。

○事業者からの意見

- ・ガス事業者の努力により構築された保安や災害対応の水準が損われない制度のあり方、ガス事業者の果たすべき役割について検討してほしい。
- ・小売全面自由化となった場合でも、小売事業者に保安に対するマインドが維持されるような仕組みが必要。
- ・保安とサービスは密接に関わっている。保安水準の維持とサービスレベルの向上がともに実現される制度設計をお願いしたい。保安とサービスを切り離すことで、従来存在した利用者側の利点が消えてしまうことや、複雑化することを回避するとの視点も必要。
- ・保安はガス事業の要であり、利益だけを目的に責任はとらないという企業が安易に参入できるような制度ではいけないと思う。
- ・これまで培った経験や人材を今後も地域の保安に活かしたいため、地域の都市ガス事業者が保安の役割を担うことを明確にし、従業員が誇りを持って業務に取り組める制度としてほしい。
- ・供給区域内での事故は消防庁から当社に連絡が入り、他事業者が供給している需要家の案件でも、昼夜を問わず対応している。新規参入事業者であっても販売事業者が保安責任を担うべきだが、保安責任を販売事業者が担う前提であれば、地域のネットワーク事業者が保安作業の委託を受け地域の保安を確保することはやむを得ない。適正な受託料金でコスト回収できるようにしてほしい。
- ・どのように自由化が進展しても、万が一の事故に際しては既存の公営企業である我々が、一義的な責任を果たさざるを得ないと思っているし、住民感情もそうだろう。また、新規参入業者においても託送料などへの転嫁を通じて応分の負担をお願いしたいと考えている。
- ・小売ガス事業者が設置した瞬間湯沸かし器であっても法定点検は短期間で行う者としての信頼感がある既存事業者が一義的に全て責任を持つだろうと思っている。
- ・販売事業者が自らの責任において、保安業務を行うという原則は維持されるべき。ただし、ネットワーク事業者が保安を行うことを排除するわけではない。
- ・導管を安全に敷設するためには今まで培った施工技術及び地元ならではのノウハウが重要であり、マイコンメータの安全装置がある灯内内管は別として、それ以外の導管はネットワーク事業者が施工することが望ましい。
- ・業務用とか産業用といった大口需要家は、特殊機器があったり、小売事業者と一緒に開発して設置するといったところを考えると、ネットワーク事業者が全てやるという

のはなかなか難しい。

- ・保安に対して新規参入事業者も責任を担い、都市ガス業界の発展と健全化のために連帯意識を持って取り組むことが重要。

3. 簡易ガス事業制度のあり方に関する議論（第10回小委員会）

6月5日開催の第10回ガスシステム改革小委員会において、【論点5】簡易ガス事業制度のあり方について議論。日本ガス協会、日本コミュニティーガス協会がオブザーバ出席。

(1) 論点

簡易ガス事業は、簡易な設備でガスを発生させ、導管により一の団地で70戸以上の供給地点（利用者）に供給する事業（ガス事業法第2条第3項）であり、ガス事業法の規制対象となっている。簡易なガス発生設備とは、液化石油ガス（LPガス）を、シリンダーやそれに準じる容器を用いて気化させるものと政令で定められている。簡易ガス事業を営むためには、一般ガス事業と同じく、経済産業大臣の許可を受ける必要がある（ガス事業法第37条の2）。なお、簡易ガス事業の許可は、一般ガス事業と異なり、供給地点、すなわちガスメータ単位で行われる。

一方、同様に簡易なガス発生設備を用いてLPガスを導管で供給する事業でも、一の団地の供給地点数が70戸未満の場合、LPガス販売事業として液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）の規制対象となる。LPガス販売事業の開始には、二以上の都道府県に販売所を設置する場合には経済産業大臣の、一の都道府県にのみ販売所を設置する場合には当該都道府県知事の登録を受ける必要がある（液石法第3条）。また、販売契約を締結した際には、料金構成やその内容、設備の所有権などを記載した書面を利用者に交付する義務（液石法第14条）などが課せられる。

都市ガスの小売が全面自由化されることとなれば、一般ガス事業者と同じく、供給地点における独占的な小売を認める一方、料金規制を課している簡易ガス事業制度についても、そのあり方を検討する必要がある。小委員会での事業者及び事業者団体からの意見や審議内容を踏まえると、以下の論点について検討する必要があると考えられる。

① 現行一般ガス事業の供給区域内での参入規制の必要性

現行ガス事業法では、一般ガス事業者の供給区域内において簡易ガス事業を開始する場合には、その簡易ガスの事業開始により地域全体のガス利用者の利益を阻害せず、かつガス工作物が著しく過剰とならない場合に限って許可される。都市ガスの小売が全面自由化されれば、独占的に小売を行う供給区域はなくなるが、その場合、本参入規制は撤廃してよいか検討する必要がある。

② 供給地点に係る簡易ガス事業間での独占及び料金規制の必要性

現行ガス事業法では、簡易ガス事業は、各供給地点について簡易ガス事業間での独占が認められる一方、料金その他供給条件を約款として定め、経済産業大臣の認可を受けることとしている。都市ガスの小売が全面自由化され、供給区域での小売の独占が撤廃

された場合、簡易ガス事業についても供給地点での小売の独占を撤廃すべきか、検討する必要がある。また、供給地点での独占を撤廃する場合、小売料金に対する規制も撤廃してよいか検討する必要がある。

③簡易ガス事業に係る保安制度のあり方

①及び②の規制をなくす場合、制度面での簡易ガス事業とLPガス販売事業の実質的な違いとしては、保安規制がガス事業法と液石法のいずれに基づくものかという点となる。保安水準の維持を前提として、簡易ガス事業に係る保安規制はどのように整理すべきか検討する必要がある。

(2) 簡易ガス事業制度の保安に係る小委員会での主な意見

○委員からの意見

- ・ 簡易ガス事業を廃止して、全て液石法の範囲内で事業を行っていくならば、保安も同法の範疇で行うべき。一方、自由化の中でのビジネスの多様化の観点からは、ガス体全体として都市ガス、LPガス両方での規制基準を定め、認可を受けた事業者が都市ガス、LPガス両方の保安が出来る制度としていくべき。

○ガス事業者からの意見

- ・ 簡易ガス事業制度の有無にかかわらず、導管の維持改修は必要なため、保安確保の観点から現在ある公益特権の維持をお願いしたい。

○ 委員長から、安全性の確保を大前提としたうえで、簡易ガス事業を液石法でまとめて規制することに大きな異論はなかったものと総括。

○ 最後に事務局から、本論点は保安制度に係るものであり、産業構造審議会保安分科会ガス安全小委員会でも議論いただく予定であることを紹介。